

平成27年
2月13日
締切!

塾代助成事業 平成27年4月からの利用申請を受け付けます



大阪市こども青少年局

学習塾や文化・スポーツ教室で 月額1万円分利用できる 「塾代助成カード」を交付します

※すでに「塾代助成カード」の交付を受けている方は、別途送付の申請書(継続用)にて利用継続の手続きを行ってください。

子どもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学習塾や文化・スポーツ教室の学校外教育サービスに利用できる「塾代助成カード」を交付します。

交付を希望される方は申請が必要ですので、この案内をご確認のうえ、申請書類を提出してください。

「塾代助成カード」とは

- 「塾代助成カード」は、あらかじめ登録された大阪市内の学習塾や文化・スポーツ教室で、授業やレッスンを受ける際に使えるカードです。
- 1人あたり月額1万円分まで利用できます。

学習
進学塾・補習塾・
英語教室 など

文化
音楽教室・絵画教室・
パソコン教室 など

スポーツ
野球教室・ダンス教室・
水泳教室 など

「塾代助成カード」の交付を受けることのできる方

次の2点のいずれの要件も満たす方に塾代助成カードを交付します。

●要件①

大阪市内に居住地を有しており、大阪市立中学校、大阪市立特別支援学校中学部または大阪府立特別支援学校中学部に通学中または通学予定の生徒の保護者

●要件②

平成26年度の「大阪市児童生徒就学援助制度」の認定を受けている方、または平成26年4月1日以降に生活保護の適用を受けている方

●申請書と一緒に添付していただく書類

	添付書類
就学援助を受けている場合	平成26年度の「児童生徒就学援助審査通知書」のコピー
生活保護を受けている場合	次のいずれか ○「保護決定通知書」のコピー(決定日が平成26年4月1日以降のもの) ○平成26年度の「休日・夜間等診療依頼証」のコピー ○「生活保護適用証明書」(平成26年4月1日以降の適用期間が含まれるもの)

要件①

大阪市内に居住し、次のいずれかの中学校等に通学中または通学予定

- 大阪市立中学校
- 大阪市立特別支援学校中学部
- 大阪府立特別支援学校中学部

+

要件②

平成26年度の
就学援助の認定を受けている
または
生活保護の
適用を受けている

【お問合せ先】

大阪市塾代助成事業運営事務局

TEL 06-6452-5273 (12:00~20:00)

■ 休業日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日)

■ 制度案内等

専用ホームページ <http://www.juku-osaka.com/>

■「塾代助成カード」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ◆金額 一人当たり月額1万円の使用を上限とします。(1円単位で使用可能)
 ただし、7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ有効期間を7月から8月までの2ヶ月間、12月から1月までの2ヶ月間とし、合わせて2万円を上限とします。
 (例) 7月20日から8月10日に行われる夏期集中講座を受講(受講料 2万3千円)するため、7月分と8月分の2万円分を合わせて使用する。(受講料と使用上限との差額3千円は利用者の負担)
- ◆「塾代助成カード」の 平成27年4月～平成27年9月の学校外教育サービス利用分
 利用期間 (申請する時期によって利用開始時期が異なります。)
- ◆交付方法 「塾代助成カード」を郵送で交付し、毎月指定期日に利用者のカードに1万円の利用額を設定します。
 (7月・8月分、12月・1月分は合わせて2万円の利用額を設定します。)
- ◆形態 ICカード(ICチップを搭載した電子式証票)
- ◆使用上の注意事項 ①利用申込みや支払いの時に、学習塾や文化・スポーツ教室に「塾代助成カード」を提示してください。
 ②「塾代助成カード」を交換、譲渡、売買、その他不正な行為により使用することはできません。

■本事業で利用できる学校外教育サービス・・・・・・・・・・・・・・・・

※平成27年4月からは、家庭教師や文化・スポーツの出稽古等の訪問によるサービスの利用を追加する予定です。

本事業で利用できる学校外教育サービスは、本事業の参画事業者(学習塾や文化・スポーツ教室)として登録されている大阪市内の教室または事業所が、中学生を対象に有償で提供する次のいずれかに該当するプログラムです。

- (1) 集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム
- (2) 文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると大阪市が認めるもの

(文化・スポーツプログラムの例)

文化(主な分野)	スポーツ(主な分野)
音 楽	器械運動
美 術	陸上競技
書 写	水 泳
調 理	球 技
手 芸	(サッカー・野球・ソフトボール・バレーボール・ バスケットボール・卓球・テニス・バドミントンなど)
工 作	武 道
そろばん	(柔道・剣道・相撲・合気道・少林寺拳法・日本拳法など)
パソコン	ダンス

※通信教育、自宅でのeラーニング(遠隔教育)等の通信によるサービスは対象外です。

※政治活動または宗教活動を主たる目的としている等、大阪市が不適当と認めた学校外教育サービスは対象外です。

◆使用範囲

- ①参画事業者が行う授業や指導等の料金の全部または一部として使用することができます。
 ※ただし、参画事業者以外での教材・教具・備品・服装等の物品購入等、使用できないものもあります。
- ②参画事業者として登録されている学習塾等について、提供される授業や指導等の内容や利用者への安全対策等を大阪市が保証するものではありません。
- ③「塾代助成カード」は、参画事業者における学校外教育サービスの提供を受けることを保証するものではありません。
 参画事業者によっては、入塾テストや面接等を実施する場合があります、その結果、サービスの提供を受けられないことがあります。

■申請期限等

平成27年2月13日(金)(当日消印有効)

〈申請に対する通知について〉(平成27年3月末日頃)

(1)申請要件に該当する場合…次のとおり、封筒を2通送付します。

①「塾代助成カード」(カード台紙に、利用時に必要な「パスワード」が記載されています)

②「塾代助成カード」の交付決定通知書、ご利用の手引き、参画事業者リスト(「塾代助成カード」が利用できる学習塾や文化・スポーツ教室の一覧)等の必要書類

(2)申請要件に該当しない場合…「不交付決定通知書」のみを送付します。

平成27年2月14日(土)以降は、平成27年7月15日(水)まで随時申請を受け付けています。

「塾代助成カード」のご利用は、申請書類を提出した月(毎月15日締め)の翌々月分からとなります。

運営事務局への申請書提出日(当日消印有効)	申請に対する通知	「塾代助成カード」利用開始月
～平成27年2月13日(金)	平成27年3月末日頃	平成27年4月
2月14日～3月15日	平成27年4月下旬	平成27年5月
3月16日～4月15日	平成27年5月下旬	平成27年6月
4月16日～5月15日	平成27年6月下旬	平成27年7月
5月16日～6月15日	平成27年7月下旬	平成27年8月
6月16日～7月15日	平成27年8月下旬	平成27年9月

■申請方法

◆提出いただく書類

(1)交付申請書(第1号様式)

記入例にならって、漏れのないように記入、押印、顔写真(「塾代助成カード」に使用)を貼付してください。

(2)申請要件確認書類

	添付書類
就学援助を受けている場合	平成26年度の「児童生徒就学援助審査通知書」のコピー ※紛失等により通知書のコピーを提出できない場合は、「申出書(運用様式第4号)」を専用ホームページよりダウンロードし、印刷・ご記入のうえ提出してください。 ダウンロードできない場合は運営事務局へお問い合わせください。
生活保護を受けている場合	次のいずれか ・「保護決定通知書」のコピー(決定日が平成26年4月1日以降のもの) ・平成26年度以降の「休日・夜間等診療依頼証」のコピー ・「生活保護適用証明書」(平成26年4月1日以降の適用期間が含まれているもの)

※交付申請書に書き漏れや誤りがあった場合や、添付書類が不足している場合は、「塾代助成カード」の利用開始月が遅れることがありますので、記入漏れ・封入漏れがないように、よく確認して提出してください。

◆送付先

(同封の封筒に切手を貼って郵送してください)

〒530-8693 日本郵便株式会社 大阪北郵便局 私書箱435号

「大阪市塾代助成事業運営事務局」宛

■留意事項

◆生活保護制度における収入認定について

●「塾代助成カード」の利用は、収入として認定されるものではありません。

◆個人情報の閲覧について

●交付申請された方について、交付要件を確認するため、大阪市児童生徒就学援助制度被認定者情報もしくは生活保護受給情報、通学校への在学の有無に関する関係公簿等を閲覧することがあります。

●参画事業者からの不正請求を防止するため、参画事業者へ訪問し、書類などにより通塾等の状況を確認することがあります。

◆利用に関するご相談

●「塾代助成カード」の利用が少ない利用者の方に対して、利用の促進を目的として、「支援員」が必要に応じて電話をかけることがあります。個人情報の保護は遵守されますので、「塾代助成カード」のご利用に関してご不明な点等があれば、お気軽にご相談ください。

◆その他

●この募集は、平成27年度予算成立後、速やかに事業を実施できるようにするために予算成立前に手続きを行うためのものです。実施については平成27年度予算の成立が前提となります。

「塾代助成カード」の利用方法

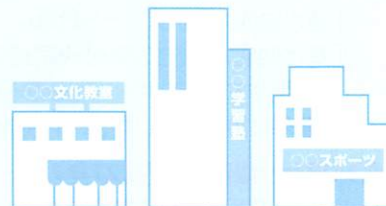
利用先を選択する

1

「参画事業者リスト」から、利用したい学習塾や文化・スポーツ教室を選んでください。

- 参画事業者リストは、交付決定後利用者に送付します。
- 参画事業者リストは毎月更新されます。
- 新たに登録された学習塾等は参画事業者リストで確認してください。
- 参画事業者リストは下記の専用ホームページでも確認することができます。

大阪市塾代助成事業 専用ホームページ ▶ <http://www.juku-osaka.com/>



学習塾等への申込み

2

「塾代助成カード」を学習塾等に提示してください。

- 「塾代助成カード」は、カードに記載されている利用者本人のみ利用することができます。
(サービスの申込み時、支払い時に、参画事業者において利用者の本人確認を行います)



学校外教育サービスを受ける

3

学習塾や文化・スポーツ教室の授業や指導を受けてください。

- 参画事業者リストに記載された学習塾や文化・スポーツ教室でサービスを受けることができます。



「塾代助成カード」で支払い

4

塾代等の支払いの際に、学習塾等に「塾代助成カード」を提示してください。

- 1ヶ月に使用できる金額は毎月1万円までです。(1円単位で利用可能)
- ※参画事業者により、サービス提供前に支払いを行う場合もあります。



利用実績を確認する

5

毎月15日頃に利用明細を送付します。

- サービス利用月の3ヶ月後の15日頃に、運営事務局より利用明細を発行します。
- 利用実績の内容を確認し、誤りがある場合は運営事務局へご連絡ください。



【 お問合せ先 】

大阪市塾代助成事業運営事務局

TEL 06-6452-5273 (12:00~20:00)

■ 休業日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日)

■ 制度案内等

専用ホームページ <http://www.juku-osaka.com/>

利用者へのご案内
塾代助成事業のご利用イメージ



※ [4]「学習塾等で授業や指導を受ける」・[5]「塾代助成カードで支払い」の順番は、
参画事業者(学習塾等)により異なります。
※詳しくは同封のご案内をご覧ください。

うらめん しんせいしよ きにゅうれい らん
裏面の申請書記入例もあわせてご覧ください。

「大阪市塾代助成カード交付申請書」(第1号様式)記入例

※交付申請書は、この記入例を見ながら記入してください。

※黒のボールペンで記入してください。

※訂正する場合は、二重線を書き、その上に訂正印(⑤に押印する印鑑と同じもの)を押してください。

(修正液や修正テープ等は使用しないでください。)

※書き漏れや誤りがあった場合や、押印が無い場合、または写真が貼付されていない場合や、写真に不備がある場合は塾代助成カードの利用開始月が遅れることがありますので、十分にご確認のうえ提出してください。

記入時の注意点

- 提出する日付を記入してください。
- マンション名・アパート名なども記入してください。
- 自宅電話・携帯電話をいずれもお持ちの場合は両方記入してください。
- フリガナ欄の文字数が足りない場合は、余白に記入してください。(以下同じ)
- 認印を押印してください。(スタンプ印不可)
- 「就学援助」、「生活保護」のいずれかを選択してください。
「就学援助」を選択した場合は、26年度児童生徒就学援助審査通知書のコピーを添付してください。
「生活保護」を選択した場合は、下の書類から1つ選び、交付申請書に添付して提出してください。
- 上部の角に合わせて写真を貼ってください。
(使用できない写真)
●ブリクラ、スナップ写真
●集合写真等、本人以外も写っている写真
●サングラス・マスク・前髪・ピースサイン等により、目や顔の一部が確認しにくい写真
●不鮮明(ピントがあっていない、しわがある等)、大きすぎる、小さすぎる写真
- 別添の参画事業者リストに掲載されている教室は記入しないでください。

大阪市塾代助成カード交付申請書

(第1号様式)

(あて先) 大阪市 長

① 平成 27 年 2 月 10 日

下記の項目に同意した上で、大阪市塾代助成カードの交付を申請します。

- 交付された塾代助成カードを、交換・譲渡・売買したり、不正な行為で使用しないこと。
- 交付申請の内容を偽った場合や、上記のような不正使用があった場合は、交付を受けた塾代助成カードを返還し、塾代助成カードで利用した金額を返還すること。
- 本申請書で申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出ること。
- 本申請に関する申請資格の認定等に関して、関係公簿等により大阪市が調査すること。
- 大阪市から委託を受けた運営事業者が、申請に関わる個人情報や塾等参画事業者が保有する通塾状況等の個人情報を取り扱うこと。
- 参画事業者が提供する学校外教育サービスの内容、安全性、その他品質を大阪市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申請者、利用生徒、その他の関係者に損害が発生した場合でも大阪市及び大阪市から委託を受けた運営事業者が一切の責任を負わないこと。

②	住所	〒 000-0000 大阪市 北区 ●●1丁目2番3号★マンション204号室			
③	電話番号	自宅	06 - 6789 - 0000	携帯	090 - 1234 - 0000
④	フリガナ	オオサカ マナブ			
⑤	氏名	大阪 学	生年月日	明治・大正・昭和・平成 50 年 12 月 13 日	
	申請理由	☐ 就学援助を受けている (添付書類) ☐ 児童生徒就学援助審査通知書のコピー ☒ 生活保護を適用されている (添付書類) ※いずれか1点 ☒ 生活保護決定通知書のコピー ☐ 休日・夜間等診療依頼証のコピー ☐ 生活保護適用証明書			
⑥	利用生徒との続柄	① 父 ② 母 ③ その他 ()			

フリガナ	オオサカ	タロウ
氏名	大阪 太郎	
生年月日	平成 13 年 5 月 22 日	
学校名	天満 大淀 (大阪) ☒ 中学校 ☐ 特別支援学校 中学部	
学年	(2) 年生	

⑦ 写真の角を合わせてください。
利用生徒写真 貼り付け欄
※利用生徒本人のみを撮影した写真を貼ってください。
※サイズは45mm×35mmとします。
※よく見えてください。
※貼付してください。

※上記大枠内の申請事項に変更がある場合、大阪市塾代助成カードの交付を希望する場合は、平成27年度予算成立後、速やかに事業を実施する予算の成立が前提となります。

(塾代助成カードの利用希望先)

塾代助成カードの利用を希望する学習塾等の情報を記入してください。運営事務局は、本情報をもとに、学習塾等に対して塾代助成カードの利用先として登録してもらうよう依頼します。(希望する学習塾等が登録に至らないことがあります。)

希望する教室が「参画事業者リスト」に掲載されている場合や、希望する教室が特にない場合は、未記入で構いません。

⑧	学習塾等の情報	教室名等	大阪学習塾 梅田教室	代表者氏名	難波 一郎
		所在区	北	電話番号	06 - 6543 - 0000
		利用経歴	☐ 過去に利用したことがある ☒ 現在利用している ☐ 今後新たに利用したい		

(H27.01)

使用できない写真



不鮮明
・ピンボケ

汚損・傷
・写真が傷んでいるもの

帽子をかぶっている

顔全体が見えない
・ピースサインなどが
顔にかかったもの

大きい
・枠に収まっていない

小さい
・本人の判別がつきにくい

大阪市塾代助成カード交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

下記の項目に同意した上で、大阪市塾代助成カードの交付を申請します。

- (1) 交付された塾代助成カードを、交換・譲渡・売買したり、不正な行為で使用しないこと。
- (2) 交付申請の内容を偽った場合や、上記のような不正使用があった場合は、交付を受けた塾代助成カードを返還し、塾代助成カードで利用した金額を返還すること。
- (3) 本申請書で申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出ること。
- (4) 本申請に関する申請資格の認定等に関して、関係公簿等により大阪市が調査すること。
- (5) 大阪市から委託を受けた運営事業者が、申請に関わる個人情報や塾等参画事業者が保有する通塾状況等の個人情報を取り扱うこと。
- (6) 参画事業者が提供する学校外教育サービスの内容、安全性、その他品質を大阪市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申請者、利用生徒、その他の関係者に損害が発生した場合でも大阪市及び大阪市から委託を受けた運営事業者が一切の責任を負わないこと。

申請者(保護者)	住 所	〒 - 大阪市 区																			
	電話番号	自宅	- -										携帯	- -							
	フリガナ																				
	氏 名											印	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日							
	申請理由	☐ 就学援助を受けている (添付書類) ☐ 児童生徒就学援助審査通知書のコピー										☐ 生活保護を適用されている (添付書類)※いずれか1点 ☐ 生活保護決定通知書のコピー ☐ 休日・夜間等診療依頼証のコピー ☐ 生活保護適用証明書					利用生徒 との続柄	1 父 2 母 3 その他 ()			

利用生徒	フリガナ															
	氏 名															
	生年月日	平成 年 月 日														
	学校名	☐ 中学校 ☐ 特別支援学校中学部														
	学 年	() 年生														

写真の角を合わせてください。

利用生徒写真
貼り付け欄

※利用生徒本人のみを撮影した写真を貼ってください。
※サイズはタテ4cm×ヨコ3cmとします。
※直近6か月以内に撮影されたものとします。
※写真のウラ側に氏名を記載してください。
※封筒に入れる際に写真が折り曲がらないようにしてください。
※正面、無帽、無背景にて撮影されたものを貼ってください。

※上記太枠内の申請事項に変更がある場合、大阪市塾代助成カード交付申請内容異動届(第6号様式)により変更手続きが必要です。
※この申請手続きは、平成27年度予算成立後、速やかに事業を実施できるようにするために予算成立前に行うものです。実施については平成27年度予算の成立が前提となります。

〔塾代助成カードの利用希望先〕
塾代助成カードの利用を希望する学習塾等の情報を記入してください。運営事務局は、本情報をもとに、学習塾等に対して塾代助成カードの利用先として登録してもらうよう依頼します。(希望する学習塾等が登録に至らないことがあります。)
※希望する教室が「参画事業者リスト」に掲載されている場合や、希望する教室が特にない場合は、未記入で構いません。

学習塾等の 情報	教 室 名 等		代表者氏名	
	所 在 区	区	電 話 番 号	- -
	利 用 経 験	☐ 過去に利用したことがある ☐ 現在利用している ☐ 今後新たに利用したい		

平成27年1月

大阪市塾代助成事業運営事務局

「塾代助成カード」利用範囲の拡充について

大阪市塾代助成事業では、平成27年4月から「塾代助成カード」を家庭教師や文化・スポーツの出稽古等の訪問によるサービスでもご利用いただけるよう利用範囲を拡充する予定です。

訪問によるサービスでの「塾代助成カード」の利用をご希望される場合は、同封の「大阪市塾代助成カード交付申請書」を提出する際に、「利用希望先」欄にご希望される事業者の情報を記入してください。ご記入いただいた情報をもとに、運営事務局から事業者に登録の依頼を行います。

※ご希望の事業者が本事業の登録要件を満たさない場合や、運営事務局から依頼をした結果、登録に至らない場合もあります。また、登録の可否について、個別に回答は行いませんのでご了承ください。

※ご希望の事業者が登録された場合には、塾代助成事業専用ホームページの最新の「参画事業者リスト(教室リスト)」に掲載しますのでご確認ください。

※ホームページを閲覧できない場合や、リストの送付をご希望される場合は運営事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

大阪市塾代助成事業運営事務局

TEL 06-6452-5273 (12:00~20:00)

(休業日:日曜日、祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日))

専用ホームページ ▶ <http://www.juku-osaka.com/>

所定の郵便
料金の切手を
貼ってください

〒530-8693

日本郵便株式会社 大阪北郵便局

私書箱435号

「大阪市塾代助成事業運営事務局」係

申請書類に不備、不足がないか提出前にご確認ください。

☐ 大阪市塾代助成カード交付申請書

☐ 添付書類

※捺印(スタンプ印不可)はお済ですか?

※写真を貼付していますか?

※記入漏れはありませんか?

申請者の
ご住所

〒

.....

申請者の
お名前